

賛同金返還に関する同意書

資料3

第3号議案・第4号議案の可決に基づき、
賛同金の返還について、以下の選択肢のカッコ内に○をご記入ください。

① 賛同金の返還を希望します。 ()

※令和6年4月以降に特命大使の認定を受けた方については、

特命大使制度終了となる令和7年3月31日(月)以降の残りの月数に基づき返還します。

詳しくは、別紙「賛同金返還に関する返金金額のご案内」をご参照ください。

※別紙「振込依頼書」をご記入の上、こちらの同意書と共に、特命大使事務局までご返送ください。

② 賛同金の返還を希望しません。 ()

【返送期限までにご返送いただいた場合】

事務局準備が整い次第、順次ご返金させていただきます。

【返送期限までにご返送いただけない場合】

返還希望の意思が無いものとして、お取り扱いさせていただきます。

令和 年 月 日

会員番号

「アルファベット+5桁の番号」をご記入ください。
※郵送物に貼付している宛名ラベル左下に明記

ご所属・肩書

企業もしくは団体でご登録の場合はご記入ください。

氏名

返送期限：令和7年1月31日(金)まで

返送方法：郵送 特命大使事務局宛て ※同封の返送用封筒をご利用ください。

豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs 特命大使事務局

(公益財団法人としま未来文化財団 事業企画課 活動支援グループ)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 3F (豊島区立舞台芸術交流センター内)

TEL 03-6912-7222(平日 9:00~17:00) FAX 03-5391-0752 mail : artcul@toshima-mirai.or.jp

賛同金返還に関する返金金額のご案内

賛同金の返還を希望する場合、令和6年4月以降、特命大使に新たに賛同された方ならびに更新をされた方については、特命大使制度終了となる令和7年3月31日(月)以降の残りの月数に基づき返還します。

郵送物に貼付している宛名ラベルのうち、【賛同区分】と【更新月】をご点検の上、下表より返金金額をご確認下さいませ。

(例)右のラベルの場合
賛同区分が個人、更新月が8月の為、1,000円のご返金となります。

〒170-0013
豊島区東池袋4-5-2
ライズアリーナビル3F

豊島 次郎 様

【個人】P00000

【更新月】8月

賛同金返金金額早見表

更新月	残り月数	返還率	個人	学生	子ども	団体	企業
			3,000円	1,000円	500円	1口 5,000円	1口 10,000円
4月	0	0.0%	0	0	0	0	0
5月	1	8.3%	250	80	40	420	830
6月	2	16.7%	500	170	80	830	1,670
7月	3	25.0%	750	250	130	1,250	2,500
8月	4	33.3%	1,000	330	170	1,670	3,330
9月	5	41.7%	1,250	420	210	2,080	4,170
10月	6	50.0%	1,500	500	250	2,500	5,000
11月	7	58.3%	1,750	580	290	2,920	5,830
12月	8	66.7%	2,000	670	330	3,330	6,670

※端数は下1桁を四捨五入しております。

※複数口ご賛同の団体・企業は、1口当たりの返金金額に口数を掛け合わせた上で、ご返還させていただきます。